

6 第 68 条の 2 の 3 《適格合併等の範囲等に関する特例》関係

【改正の概要】

組織再編税制の見直しにおいて、企業グループ内の一定の内国法人間で行われる合併のうち、合併法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある外国法人（特定軽減税外国法人又は特定軽減税外国法人の親法人である外国法人に限る。）の株式を対価とするものは、適格合併等に該当しないこととされた。なお、分割及び株式交換についても同様の措置がされた。